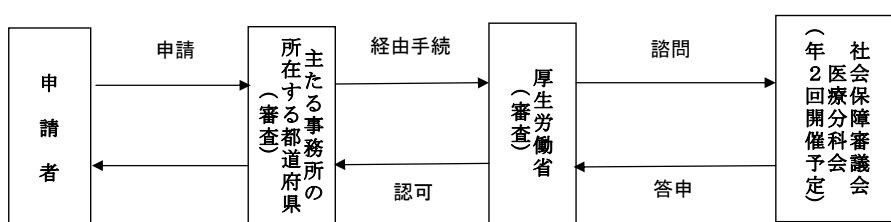


解散認可申請（医療法第55条第3項、医療法施行規則第34条）

※ 医療法第55条第1項第2号（目的たる業務の成功の不能）、同項第3号（総会の決議）（社団たる医療法人のみ）の事由によって解散する場合に必要な手続

- 提出する時期→解散しようとする時で、9月又は3月
- 提出先→主たる事務所の所在する都道府県



● 提出する書類

- 解散認可申請書

（解散認可申請書の添付書類）

- | |
|--|
| ○ 理由書 |
| ○ 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類（理事長の原本と相違ない旨の証明が必要。） |
| ○ 財産目録及び貸借対照表 |
| ○ 残余財産の処分に関する事項を記載した書類 |

- 提出部数→ 都道府県によって、控えの部数が異なりますので、提出先の都道府県担当部局へ事前にお問い合わせ下さい。（なお、厚生労働省分は2部（原本1部、副本1部）です。）

※原本以外のものについては、証明書、謄本類は写しでも差し支えないが、その場合には原本証明が必要です。

（参考）

- ◆ 社団（財団）たる医療法人が解散する場合のその他の事由（医療法第55条第1項及び第2項）

- ◇ 定款（寄附行為）をもって定めた解散事由の発生 → 届出（医療法第55条第5項）
- ◇ 他の医療法人との合併
- ◇ 社員の欠亡 → 届出（医療法第55条第5項）
- ◇ 破産手続開始の決定
- ◇ 設立認可の取消し